

東京都市計画駐車場の変更（案）

東京都市計画駐車場中、第 26 号新宿駅西口駐車場を次のように変更する。

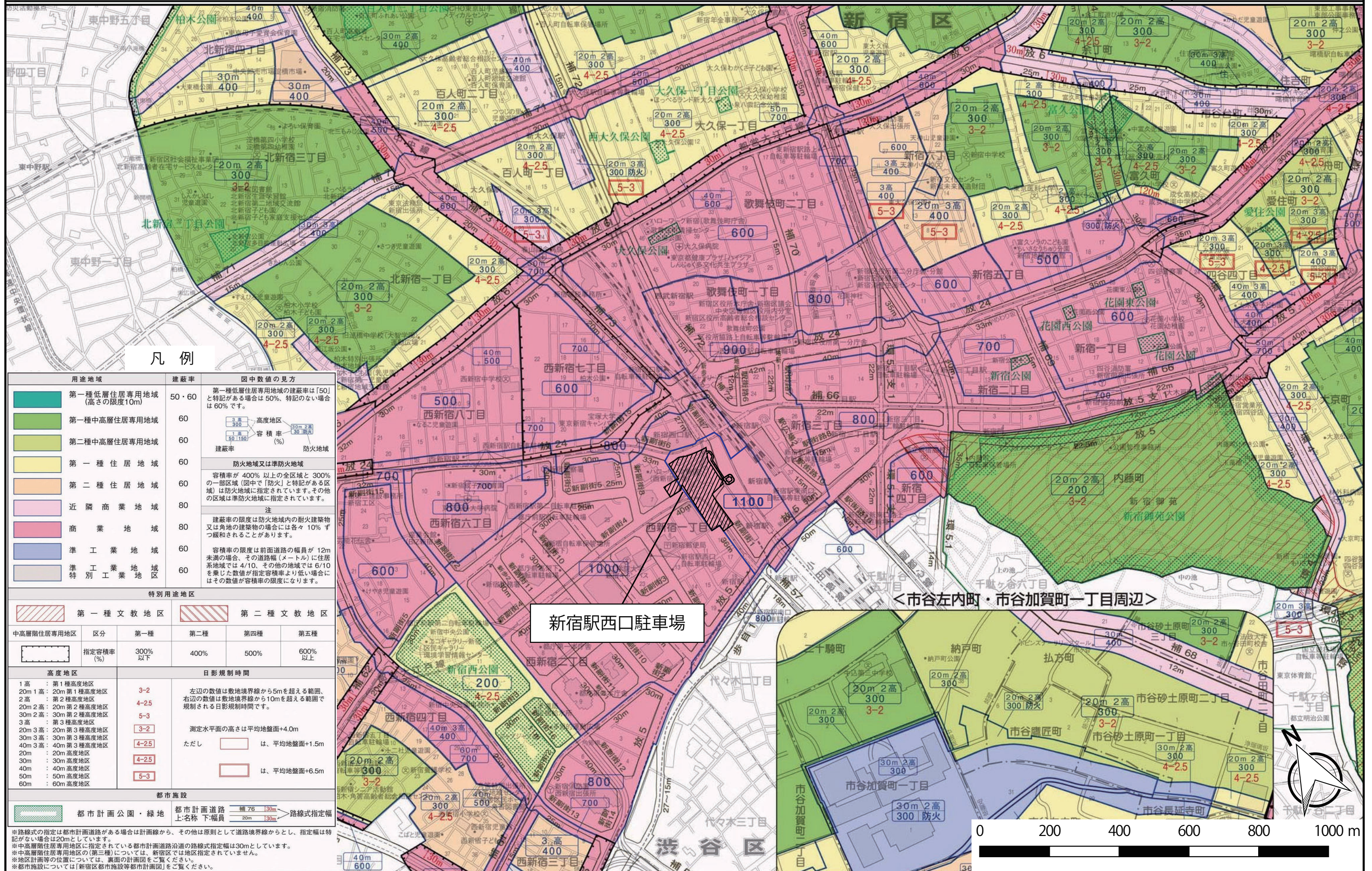
名称		位置	面積	構造	備考
番号	駐車場名			階層	
26	新宿駅西口駐車場	西新宿一丁目 地内	約 2.16ha	地下 3 層	駐車台数 約 340 台 出入口 1 箇所 吸排気塔 3 箇所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由：新宿駅直近地区の基盤整備の一環として、都市再生特別地区の変更と併せて、新宿の拠点再整備方針を実現するため、変更する。

変更概要

名称	変更事項
第 26 号新宿駅西口駐車場	1 区域の変更 計画図表示のとおり 2 面積の変更 約 2.23ha → 約 2.16ha 3 構造の変更 地下 2 層 → 地下 3 層 4 台数の変更 約 380 台 → 約 340 台 5 出入口の変更 2 箇所 → 1 箇所



凡例

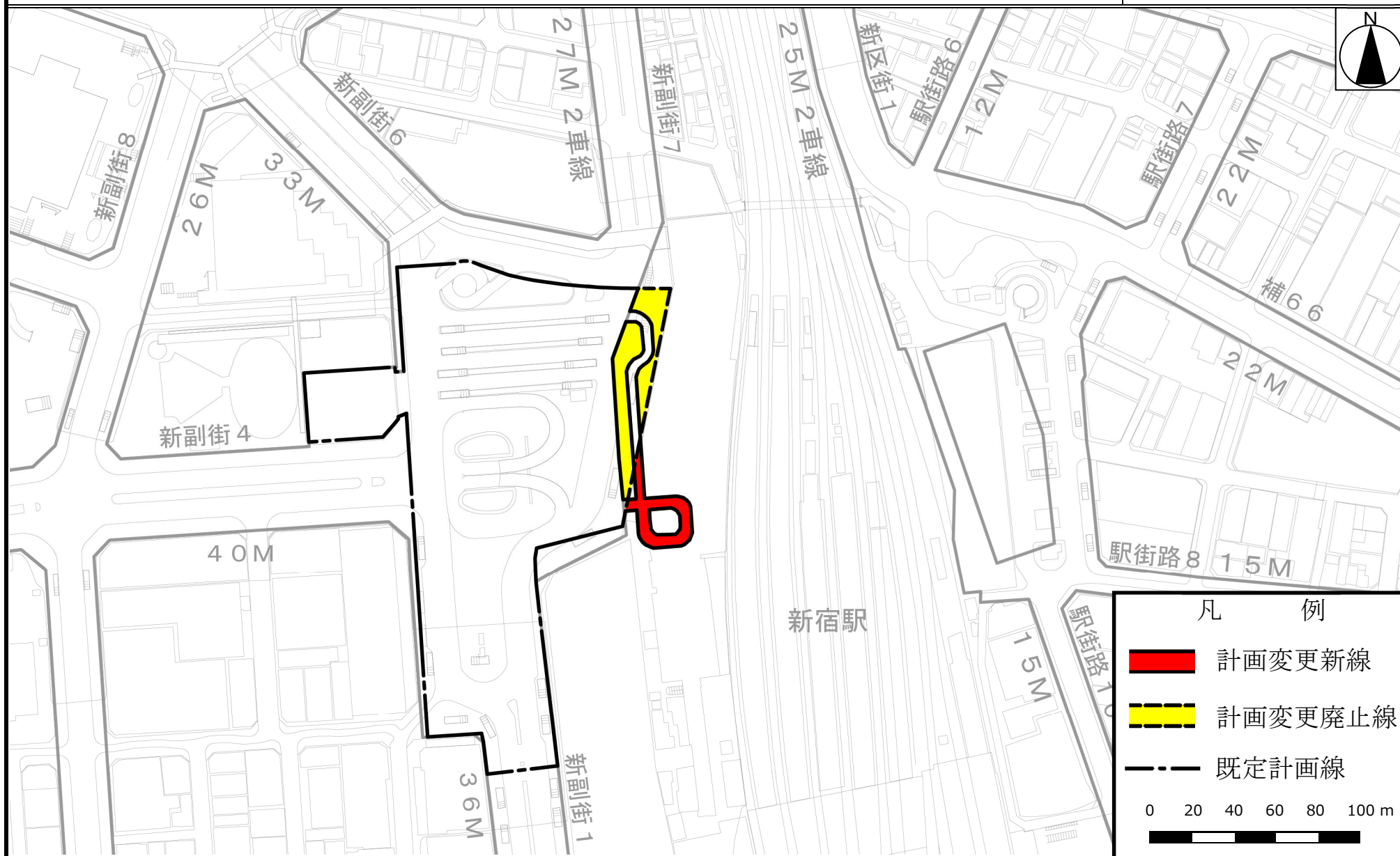
用途地域	建蔽率	図中数値の見方	
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層住居専用地域の建蔽率は[50]と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。	
第一種中高層住居専用地域	60	高度地区 容積率 (%) 防火地域	
第二種中高層住居専用地域	60	建蔽率	
第一種住居地域	60	防火地域又は準防火地域	
第二種住居地域	60	容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(図中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。	
近隣商業地域	80	注	
商業地域	80	建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物又は角地の建築物の場合には各々10%ずつ緩和されることがあります。	
準工業地域	60	容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。	
特別工業地域	60		
特別用途地区			
第一種文教地区		第二種文教地区	
中高層住居専用地域 区分			
第一種	第二種	第四種	第五種
指定容積率 (%)	300%以下	400%	500% 600%以上
高度地区			
1高	第一種高度地区	日影規制時間 左辺の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右辺の数値は敷地境界線から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。 測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m ただし、 は、平均地盤面+1.5m は、平均地盤面+6.5m	
20m 1高	20m 第一種高度地区		
20m 2高	20m 第二種高度地区		
30m 2高	30m 第二種高度地区		
30m 3高	30m 第三種高度地区		
20m 3高	20m 第三種高度地区		
30m 3高	30m 第三種高度地区		
40m 3高	40m 第三種高度地区		
20m	20m 高度地区		
30m	30m 高度地区		
40m	40m 高度地区		
50m	50m 高度地区		
60m	60m 高度地区		
都市施設			
都市計画公園・緑地	都市計画道路	幅員	路線式指定幅
		幅員	幅員

新宿駅西口駐車場

<市谷左内町・市谷加賀町一丁目周辺>



東京都市計画駐車場 第26号新宿駅西口駐車場 計画図



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2、500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号 31都市基交著 第297号)」

「(承認番号) 31都市基街都第281号、令和2年3月11日」